

# ふるさとファイル

展示コーナーだより  
第 77 号  
令和元年 10 月  
生涯学習課



## お宝いろいろ

展示期間 令和元年 10 月 16 日(水)～  
令和 2 年 1 月 5 日(日)  
(図書館休館日は除く)

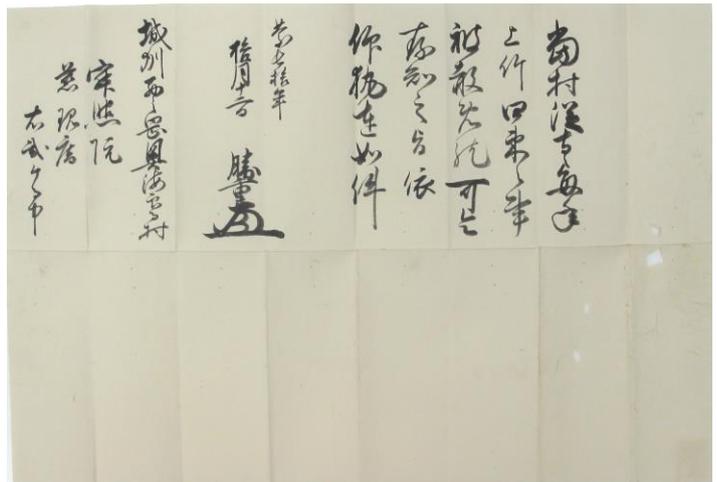
※期間中、展示替えをします

①～⑧は時代順の番号で、展示の順番ではありません

平成 13 年開設の歴史資料展示コーナーでは、『長岡京市史』編さん以降に調査した歴史資料のなかから、各回のテーマに沿って数点ずつを展示してきました。しかし市史等に掲載されているような重要な歴史資料でもこれまで展示の機会がなかったもの、ごく最近の調査で存在が確認されたものもたくさんあります。今回は、テーマを設けず、そのなかから特に興味深い数点を選んで紹介します。

### ①「<sup>あげたけしやめんじょう</sup>上竹赦免状」<sup>けいちょう</sup>慶長 10 年(1605)

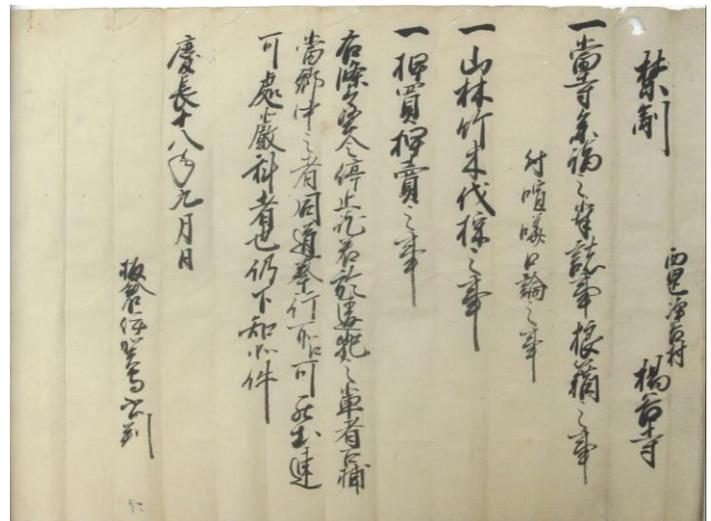
京都所司代板倉勝重が、奥海印寺村の寂照院と慈現庵に対して、毎年の竹 4 束上納を免除したものの。慈現庵は寂照院の兼帯寺院で、この赦免状が出された慶長年間には廃寺になったと伝わります。市内では今里・井ノ内・下海印寺の寺院に宛てた上竹赦免状があることが知られていましたが、本状は最近の調査で初めて見つかりました。(寂照院文書)



### ②「<sup>きんぜいうつし</sup>京都所司代禁制写」

<sup>けいちょう</sup>慶長 18 年(1613)

京都所司代板倉勝重(伊賀守)が、浄谷村(浄土谷村)の楊谷寺に下したものの。楊谷寺を保護する目的で、楊谷寺への参詣者による狼藉(喧嘩口論など含む)、山林の竹木伐採、押し買い・押し売りの三つを禁じています。違反者がいた場合は召し取り、奉行所へ連れてくるように命じています。当時の楊谷寺は、山崎妙喜庵から来た芳室土釜が住持として復興につとめていた時期だと思われます。(個人蔵)



③「<sup>きんぜい</sup>京都所司代<sup>けいちよう</sup>禁制」慶長19年(1614)

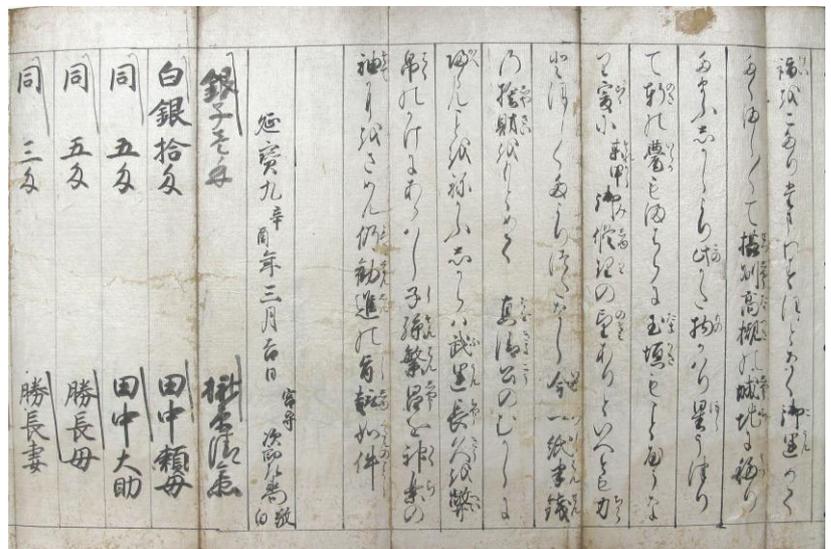
京都所司代板倉勝重(伊賀守)が、井内村(井ノ内村)に下したもの。井内村を保護する目的で、自軍(徳川方)による乱暴狼藉や作物の刈取り、百姓に対するいいがかりを禁止しています。慶長19年10月といえば大坂冬の陣が始まる頃です。市内では、同日付・同内容の禁制の写<sup>うつし</sup>が浄土谷にも伝わっています。(個人蔵)



④「<sup>かんじんけちえんきようみょう</sup>若宮社勸進結縁交名」

<sup>えんぼう</sup>延宝9年(1681)

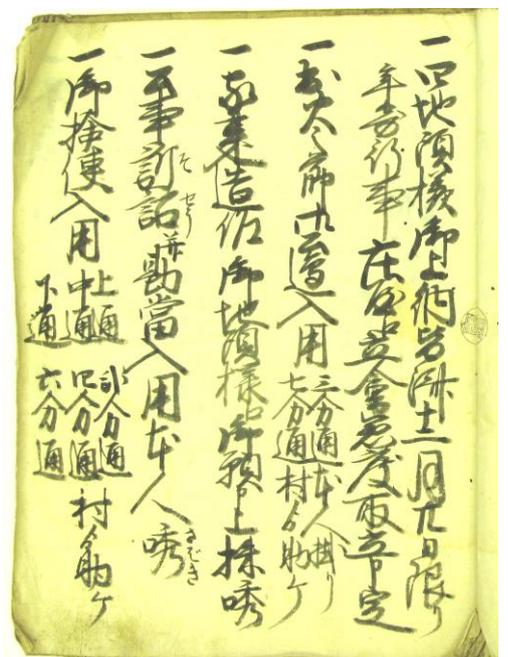
古市(現在は神足の一部)に伝わったもので、古市の氏神若宮社(若宮八幡)の修理のための勸進に応じた人々の名と寄進した金額が記されます。寄進者は高槻藩主永井氏の家臣やその身内らです。若宮社は、神足館(JR長岡京駅の東側にあった)を本拠として神足(古市を含む)・勝竜寺・友岡の大部分を治めた永井直清が、館の一角に勸請したものです。永井家が慶安2年(1649)に高槻へ移って約30年、宮守の勸進趣意文には、傷んだ社を修理して「直清公のむかしに帰らんことをねかふ」とあります。(教育委員会蔵)



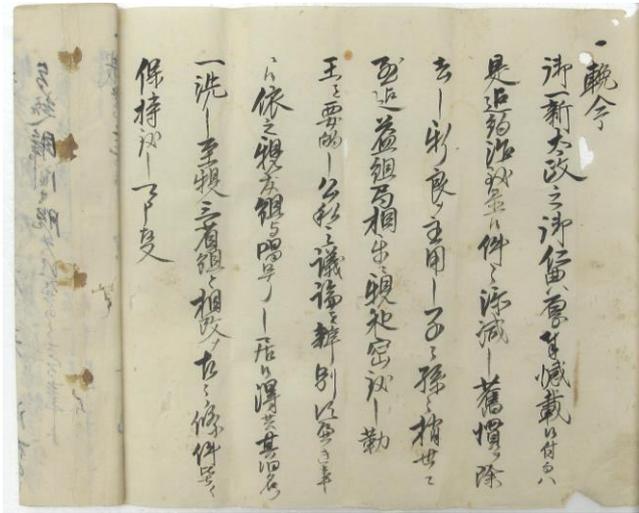
寺・友岡の大部分を治めた永井直清が、館の一角に勸請したものです。永井家が慶安2年(1649)に高槻へ移って約30年、宮守の勸進趣意文には、傷んだ社を修理して「直清公のむかしに帰らんことをねかふ」とあります。(教育委員会蔵)

⑤「<sup>はつとかじょうがき</sup>奥海印寺村法度ケ条書」<sup>あんえい</sup>安永8年(1779)

奥海印寺村が村内の規律を維持するために定めたもので、近年の調査で見つかりました。4領主(公家の鷹司・庭田・醍醐家と朝廷の女官)への年貢上納厳守、出火・訴訟など非常時の出費への村・個人の負担比率、柴木や落葉の盗み取りに対する処罰など、計16箇条から成ります。明治以降に、これと寛政8年(1796)・天保14年(1843)・弘化4年(1847)・元治元年(1864)・明治11年(1878)・明治21年(1888)の村定<sup>むらさだめ</sup>を合綴<sup>がってつ</sup>して1冊としています。(奥海印寺区有文書)



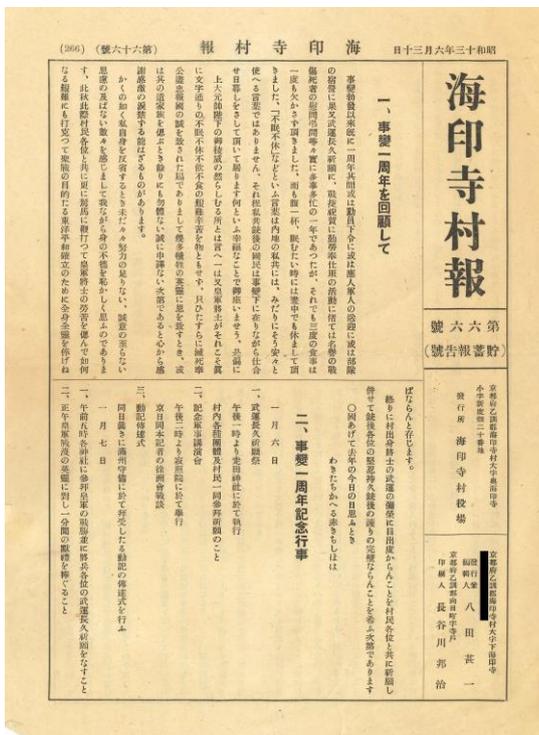
⑥「五名血判盟約書」 明治2年(1869)



当時、今里村の指導者的な立場にあった5名が、「御一新」にあたりこれまで「親友組」と称していたグループを「<sup>ししんさんせいぐみ</sup>至親三省組」と改めて、血判して盟約を交わした。勤王を重んじ、旧慣を排除して「新良」を「主用」すること、公私を弁別すること、身を律して職業に励み、余力があれば<sup>(学問)</sup>文学勉強研究すること、など抽象的な内容が多いのですが、維新时期独特の雰囲気伝わってきます。5人の「組社」(グループ)の結束を強調し、紙の裏にも、継目印として血判が押されています。(教育委員会所蔵)

⑦「海印寺村報 第66号」

昭和13年(1938)6月30日号

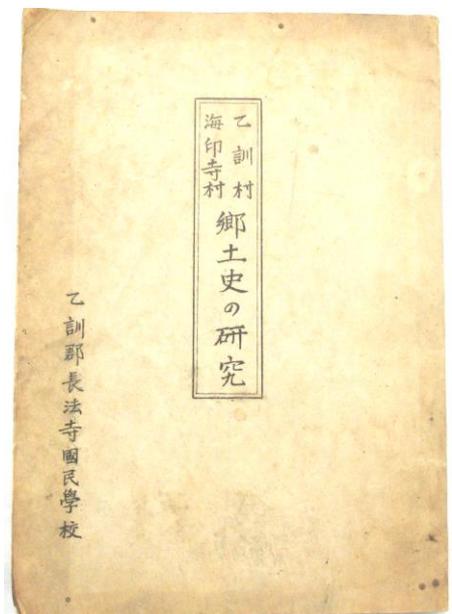


貯蓄報告号。7月7日に「事変」※勃発1周年を迎えるに際し、国民の貯蓄の重要性を説いています。「四、七月の租税」の項には、海印寺村の6月徴収の特別税戸数割は前年に比べて総額が大幅増となるのに加え、<sup>おうしよう</sup>応召家庭に対する減免もあるため、残り170戸で1戸あたり8円の負担増となると記されます。なお、「海印寺村報」は最近の古文書調査で初めて見つかったため、創刊年・終刊年など詳細は不明です。(楊谷寺文書)  
※「事変」は日中戦争に対する、当時の日本側による呼称である「支那事変」の略。

⑧中山修一『乙訓村海印寺村郷土史の研究』

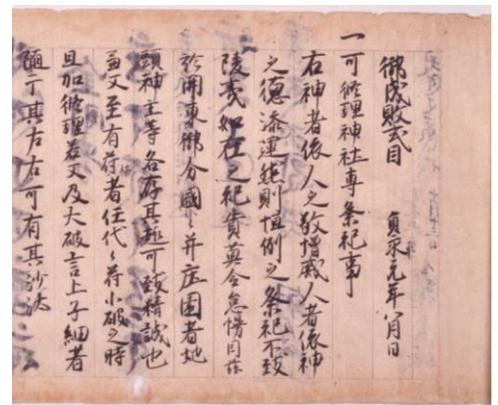
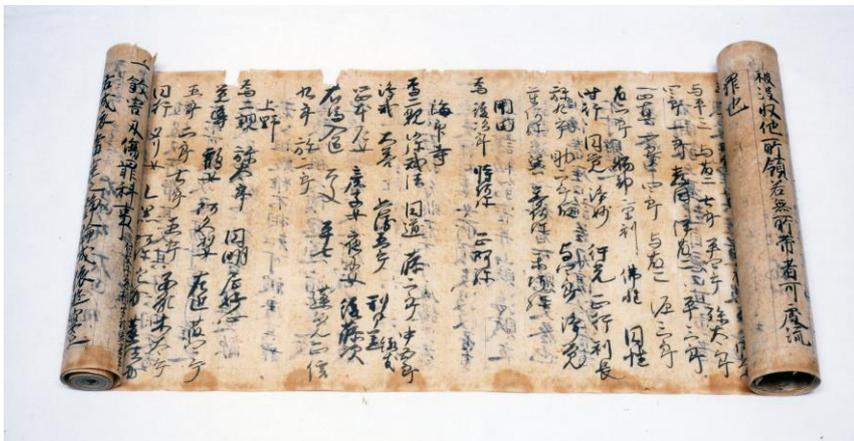
昭和17年(1942)

「長岡京発見の父」中山修一 26歳のときの著書。本文76ページ。当時修一は乙訓村の長法寺国民学校教員で、前年の国民学校令発布にともなう「郷土科」新設が本書編さんのきっかけだと序文で述べています。本文中の年代は元号と皇紀が併記されています。桓武天皇の弟早良親王幽閉について触れたため不敬罪で警察の取り調べを受けたというエピソードがあり、そのせいか、修一の履歴では必ず触れられる著書でありながら、実物に出会うことはまれです。(教育委員会所蔵)



（パネル展示）<sup>じゃくしょういん</sup>寂照院<sup>ぞうりゅうけちえんきょうみょう</sup>金剛力士像<sup>こうえい</sup>造立結縁交名 康永3年（1344）

ぜんけつ  
前欠1巻。奥海印寺にある寂照院仁王門の金剛力士像の像内に納められていたもの。教育委員会寄託資料のものとは別に、<sup>ぶんせい</sup>文政9年（1826）の修理のさい、像内から取り出されたと考えられます。金剛力士像の造立のため<sup>かんじん</sup>勧進に<sup>にしのおか</sup>応じた人々の名が村ごとに列記されており、西岡南部の13村名が見えます。市内では井ノ内33人・長法寺53人・今里99人・開田2人・海印寺19人などの人名が記され、南北朝初期の村の構成員をうかがい知ることができるという点でも貴重な史料です。なお交名は鎌倉幕府の法典である御成敗式目（1232年制定）の<sup>うつし</sup>写の裏に書かれています。この式目は書写年がはっきり分かるものとしては2番目に古いとされます。平成17年、府指定文化財となりました。（教育委員会所蔵） ※交名は人名を書き連ねたリストのこと



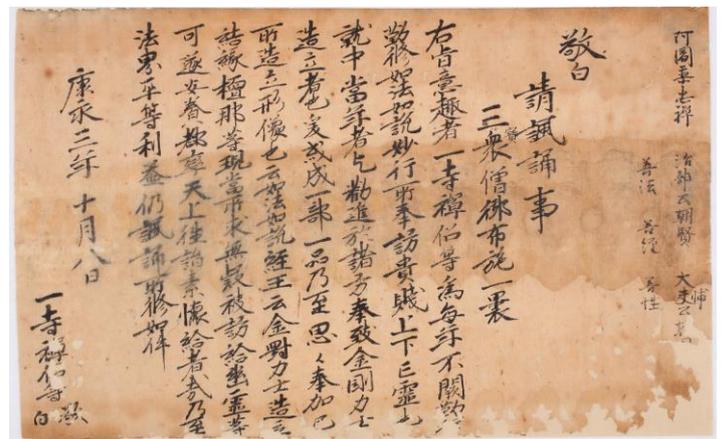
御成敗式目写

（パネル展示）

<sup>じゃくしょういん</sup>寂照院<sup>もんじよ</sup>金剛力士像<sup>もんじよ</sup>像内納入文書  
康永3年（1344）

奥海印寺にある寂照院仁王門の金剛力士像の像内に納められていたもの。昭和40年（1965）の力士像解体修理の際に発見されました。このうち康永3年10月8日付の「<sup>ふじゅもん</sup>諷誦文」※には、この年「<sup>かんじん</sup>諸方に勧進を乞い」、金剛力士を<sup>ぞうりゅう</sup>造立した、とあります。数点の断簡からは、井内（井ノ内）や今里など<sup>にしのおか</sup>西岡の人々が、亡き両親の冥福や逆修のために勧進に<sup>かんじん</sup>応じたことがわかります。平成29年、納入文書は金剛力士像とともに市指定文化財となりました（6点10紙）。（教育委員会寄託）

※諷誦文は死者の供養のため三宝（仏法僧）へ布施物を捧げて読む文



諷誦文



今里の人たちの名が見える断簡